

新型コロナウイルス感染症に関する区立学校の取組について (11月27日～2月22日)

11月以降の主な取組等について報告する。

1 児童・生徒の感染状況

令和2年4月以降、濃厚接触者は408名、感染者は94名であった。直近の11月下旬から2月初旬の約2か月間半で、濃厚接触者数は約3.6倍、感染者数は約3.1倍と急増した。濃厚接触者及び感染者が発生していない学校は、中学校1校のみとなった。

(令和3年2月11日現在)

児童・生徒別	感染状況の種別	人数		感染者及び濃厚接触者が発生している学校数
		11月18日	2月11日	
小学生	濃厚接触者	89	303	全40校、特別支援学校
	感染者	23	68	23校
中学生	濃厚接触者	23	105	22校、特別支援学校
	感染者	7	26	14校、特別支援学校

2 教職員の感染状況

令和2年4月以降、2月11日までに陽性（感染者）と判明したものは18名であった。

3 緊急事態宣言発令に伴う感染症対策の徹底

11月以降の感染症拡大を受け、「区ガイドライン追補版」により、さらに各学校に感染症防止対策の徹底を求めた。その後の政府による緊急事態宣言の発令に伴い、より一層基本的な感染防止対策を徹底しながらの学校運営の継続等の考え方を各学校宛てに示した。(添付資料参照)

(1) 児童生徒への指導等

○基本的な感染症予防策の徹底

○飛沫感染防止の更なる徹底を図るため、不織布マスクの着用を推奨する。

(2) 学習活動について

○感染症対策を講じてもお飛沫感染の可能性が高い学習活動は行わない。

(3) 学校行事・公開等について

○児童生徒が学年を超えて一堂に集まって行う行事、社会科見学等の公共交通機関や貸し切りバス等を使用する校外での活動は中止又は延期とする。また、学校公開、授業公開等も中止又は延期とする。

4 臨時休業の対応

(1) 三谷小学校の臨時休業

1月21日：新たに教職員（1名）の陽性が判明（先の検査では陰性）。当該教職員と一定の接触があった教員（校長を含む45人）と当該教員が関わった有症状の児童（8名）についてPCR検査（以下、「検査」）を実施。検査結果が出るまでの2日間（1月22、23日）を全校臨時休業。

3日：検査の結果、新たに非常勤職員（1名）の陽性が判明。他の教職員及び有症状の児童全員の陰性を確認。

4日：新たな濃厚接触者はいないことから、学校運営を再開。

(2) 済美養護学校の臨時休業

1月16日：中学部の教員（1名）の陽性が判明。

20日：小学部の教員（1名）と補助教員（1名）の陽性が判明。

21日：クラスター対策として、教職員全員（84名）と当該教員らが担当する児童・生徒（15名）について、検査を実施。検査結果が判明するまで全校臨時休業。
同日、生徒（3名）の陽性が判明。

22日：陽性が判明した生徒（3名）が乗車するスクールバスに同乗した児童・生徒（22名）とバス運転手と添乗員について検査を実施。同日、児童・生徒全員の陰性を確認。

23日：陽性と判明した生徒（3名）が利用する放課後デイサービス事業所3社の送迎車に同乗していた児童・生徒（26名／他校含む）について検査を実施。

同日、検査結果において、中学部教員（1名）の陽性が判明。他の教職員とバス運転手と添乗員は陰性と確認。

当該教員が担任する学級のみ2月2日まで学級閉鎖とし、25日から全校臨時休業を解除し、学校運営を再開することとした。

25日：放課後デイサービス事業所3社の送迎車に同乗していた児童・生徒全員の陰性を確認。

2月3日：学級閉鎖を解除し学級運営を再開。

5 その他学校行事の実施状況・予定

(1) 移動教室（スキー教室）の中止について

○3学期に予定していた移動教室（スキー教室）については、集団生活での感染リスクの回避や現地の医療体制の確保に課題があるなど、安全安心な移動教室の実施が困難であると判断し、中止とした。

(2) 卒業式、入学式の実施方法等について

○会場は、体育館、保護者は各家庭2名以内とする。

○学校運営協議会、学校支援本部は参列を可とし、来賓招待はなしとする。

○録音された歌唱入りの国歌を再生することとし、その他の歌唱等についても行わない。

○児童・生徒同士の間隔、十分な換気、内容を精選し全体の時間が長くないようにする。

杉並区立学校長 宛

杉並区教育委員会

教育長 白石 高士

緊急事態宣言発令に伴う新型コロナウイルス感染症対策の徹底について（通知）

新型コロナウイルス感染症の対応については、令和2年7月15日付2杉教第3413号「杉並区立学校感染症対策と学校運営に関するガイドライン（2学期以降年度末まで）」（以下、「区ガイドライン」という）及び令和2年12月21日付2杉教第7977号「区ガイドライン追補版」により、各学校において、児童生徒の健やかな学びの保障のため、徹底した感染症対策を行った上で教育活動に取り組んでいただいているところです。

こうした中、政府は、令和3年1月7日に新型コロナウイルス対応の特別措置法に基づき、東京都、神奈川県、千葉県、埼玉県の4都県を対象に、緊急事態宣言を発令することとしました。

区立学校については、緊急事態宣言の対象期間（令和3年1月8日～2月7日）において、より一層基本的な感染防止対策を徹底しながらの運営を継続しますが、下記のとおり、感染発生や感染拡大リスクの低減のため、万全の対策をお願いいたします。

記

1 学校運営の基本方針

感染防止対策をより一層徹底しながら学校運営を継続する。

教育課程や教育活動等の変更については、学校運営協議会等と連携し、校長が適切に判断する。

2 児童生徒への指導等

(1) 基本的な感染症予防策の徹底

○区ガイドライン及び追補版「1 感染症予防策の徹底」の遵守・徹底を図る。

○飛沫感染防止の更なる徹底を図るため、不織布マスクの着用を推奨する。

(2) 学習活動について

○感染症対策を講じてもなお飛沫感染の可能性が高い学習活動は行わない。

対象となる学習活動等の内容については、以下を踏まえ、適切に判断する。

国「学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル2020.12.3Ver. 5」p48

都「令和3年1月4日2教総総第2075号「新型コロナウイルス感染症対策の徹底について」2(2)

(3) 部活動について

○以下を踏まえ、制限しての実施又は中止とする。また、対外試合や合同部活等については中止とする。

国「学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル2020.12.3Ver. 5」p50

(4) 学校行事・公開等について

○児童生徒等が学年を超えて一堂に集まって行う行事、社会科見学等の公共交通機関や貸し切りバス等を使用する校外での活動は中止又は延期とする。また、学校公開、授業公開等も中止又は延期とする。

(5) 学校給食について

○区ガイドライン、区ガイドライン追補版「2 教育活動上の留意点（5）学校給食について」及び令和

3年1月6日付2杉教第 8315 号「新型コロナウイルス感染症拡大防止に配慮した学校給食の提供について（通知）」の遵守・徹底を図る。特に、マスクを外している際の会話は厳に慎むよう指導の徹底を図ること。

(6) 保護者会について

○可能な限り中止及び延期とする。ただし、新一年保護者会については、感染症対策を十分に講じたうえで実施することとする。

3 家庭における感染症対策の依頼（家庭に持ち込まない行動をお願いする）

○区ガイドライン追補版「1 感染症予防策の徹底（5）家庭における感染症対策の依頼」の遵守・徹底を図る。

4 教職員等の健康管理の徹底

○区ガイドライン追補版「5 教職員等の健康管理の徹底」の遵守・徹底を図る。

【補足】

- 5 (1) ア 「三密」の回避について 会議や研究会等の削減、時間短縮等に努める。
「マスク」について これまでの保健所の判断を踏まえ、不織布マスクを原則とする。
体育時も含めて、着用の徹底を図る。
- (2) 昼食や休憩時間における感染症予防策の徹底（特に職員室内において、厳しく徹底を図る。）
ア 喫食の際、マスクは喫食直前に外し、喫食後は速やかにマスクを着用する。
イ 大人数での喫食は避けるとともに、対面して喫食する形態を避け、会話は控える。
ウ 大人数、大声、至近距離での会話は控える。

5 学校運営協議会、学校支援本部等について

○基本的には、区ガイドラインの遵守・徹底を図ったうえで実施する。
○学校支援本部等が実施する、校外でのイベント、行事などの活動は、中止するよう依頼する。

6 学校開放事業について

○登録団体開放及び一般目的外使用については、一層の感染防止対策等を徹底したうえで実施する。なお、使用時間については、新型コロナウイルス感染症対策本部会議の決定に基づき、原則として 20 時までとする。（※この取り扱いは、1月12日から適用する。）

【問い合わせ】

教職員の服務に関すること	教育人事企画課教育人事係	電話 5307-0669（直通）
教育活動に関すること	済美教育センター指導主事	電話 3311-0021
学校保健に関すること	学務課保健給食係	電話 5307-0762（直通）
部活動に関すること、及び学校運営協議会等に関すること	学校支援課学校支援係	電話 5307-0756（直通）
学校開放事業に関すること	学校支援課学校開放担当	電話 5307-0764（直通）

杉並区立学校校長 宛

杉並区教育委員会

事務局次長 田中 哲

「杉並区立学校感染症対策と学校運営に関するガイドライン
(2学期以降年度末まで)」追補版について

この間の都区内の感染拡大とともに、11月以降は、区立学校内での感染事例が発生し始めています。また先般、文部科学省、東京都より以下の通知文が発出されたことを踏まえて区ガイドラインの追補版として注意事項をまとめましたのでお知らせします。

- ・令和2年12月3日付け文部科学省事務連絡「学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル～「学校の新しい生活様式」～(2020.12.3Ver.5)」
- ・令和2年12月10日付け文部科学省通知「小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校において合唱等を行う場面での新型コロナウイルス感染症対策の徹底について」
- ・令和2年12月14日付け東京都教育委員会通知「年末年始における新型コロナウイルス感染症対策について」

今後とも、子どもの健やかな学びを保障していくため、各学校で区ガイドラインの遵守・徹底を図った上で教育活動を継続するとともに、学校内で感染者等が発生した場合の保健所による学校調査に迅速に対応するために、以下のとおり取り組まれるようお願いいたします。

【追補内容】

以下のとおり、追補箇所は波線で、修正部分は二重線で示す。

I 持続的な学校運営について

1 感染症予防策の徹底

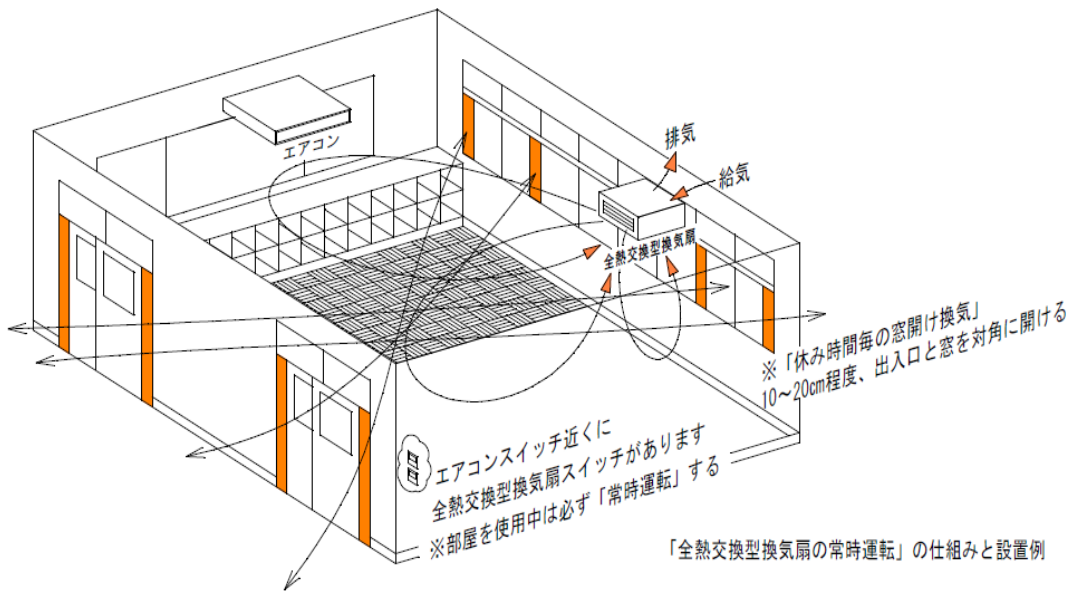
(1) 学校における感染症対策

ア 学校は、感染防止のための「三密」が同時に重なる場を避けるよう、1つ1つの条件が発生しないよう配慮して、適切な学習環境の保持に努める。特に、休憩時間においては、大声、至近距離での会話や接触は避ける。

- ・教室等の換気の徹底

冬季においては気温の低下に配慮して、室温低下により健康被害が生じないよう服装により保温を心がけることや、室温が下がりにすぎないように廊下や空き教室を活用して行う「二段階換気」などの工夫により、可能な限り常時換気に努める。

なお、「全熱交換型換気扇」がある場合には、常時運転を行うことで、窓開けを行わなくても換気を行うことができるとともに、室温低下を防ぐことができるが、「全熱交換型換気扇」がある場合でも、休憩時間ごとに窓開けによる換気を行う。



「全熱交換型換気扇の常時運転」と「休み時間毎の窓開け」で効率的な室温維持と換気を行うことができます。

イ 教室の温度・湿度については、空調・冷暖房設備等や衣服による温度調節を含めて、適切に管理する。冬季は、教室等室内の「加湿」についても工夫する。

エ 咳エチケットの徹底として、校内への立ち入りの際は、~~常時マスクを着用することが望ま~~
~~しい。~~マスクの着用を徹底する。

※15分以上、マスクを外しての会話は、感染リスクが高まることを意識する。

(2) 児童生徒への健康指導

イ 児童生徒には、～中略～提出するよう指導する。発熱等の風邪の症状がある場合には、自宅で休養するよう指導を徹底するとともに、学校へ連絡するなど保護者に協力を依頼する。家族がPCR検査を受けることになった場合は、検査の結果が「陰性」と判明するまでは登校を控えるように、保護者の理解と協力を得る。この場合、学校保健安全法第19条の規定に基づく出席停止の措置をとり、児童生徒の指導要録上は、「欠席日数」とせずに、「出席停止・忌引等の日数」として記録する。

エ 登校後に～中略～安全に帰宅させる。強いだるさ（倦怠感）や息苦しさ（呼吸困難）がある場合には、~~杉並区帰国者・接触者相談センター~~ 杉並区受診・相談センターへ連絡し、～中略～、緊急に受診をすすめる。

カ 保護者には、～中略～休養するよう指導する。（その場合は、～中略～記録する。）発熱等の症状が4日以上続く場合は、杉並区帰国者・接触者相談センターへ発熱や咳など比較的軽い風邪の症状等がある場合は、杉並区受診・相談センターへ相談するよう指導するとともに、受診や相談の結果について学校に連絡するよう協力を依頼する。

ク 冬季休業中も毎朝の検温と健康観察は、引き続き行い、体調不良等の症状が見られる場合は無理せず休養するよう指導する。冬季休業中にPCR検査等を受けた場合や感染者等にな

った場合は、冬季休業明けに学校へ遅滞なく連絡するように保護者に周知する。

(5) 家庭における感染症対策の依頼（家庭に持ち込まない行動を意識する。）

令和2年12月14日付け東京都教育委員会通知「年末年始における新型コロナウイルス感染症対策について」のとおり。

ア 「三密」の回避、正しい手洗い、咳エチケットの励行について指導するとともに、冬季休業中も、適宜、検温等の健康観察を行うよう保護者に協力依頼をする。必要に応じて、別添「健康観察記録用紙」を活用する。

イ 家族に何らかの症状が見られる場合は、「杉並区受診・相談センター」へ相談の上、同居家族がPCR検査を受けることになった場合は、児童生徒を無理させず休養させる。詳細は、別紙「保育園・子供園・学校等に通う児童生徒の同居者がPCR検査を受けた場合の登園・登校の考え方（学務課・保育課・保健予防課）」参照。

ウ 万が一、児童生徒が感染者や濃厚接触者となった場合は、遅滞なく学校へ連絡を入れるよう保護者へ周知する。校長は迅速に教育委員会へ報告する。

エ 十分な換気をする。

オ 手が触れる場所などの消毒をする。

カ タオルなどを共用しない。

キ 都外、都内への不要不急の外出は避ける。

ク 年末年始の帰省は時期をずらすことなども検討してもらう。

ケ 買い物などで外出する場合でも、人数や時間は最小限とする。

コ 体調が悪い方や重症化リスクの高い高齢者や基礎疾患のある方は、会食を極力控えてもらう。

サ 同居している家族についても会食などへの参加を控え、外出先からの帰宅時には、手洗いや消毒などを徹底する。

2 教育活動上の留意点

(1) 感染症対策に留意した各教科等の指導

オ 体育における身体接触を伴う活動（複数による準備運動やスポーツ、武道など）では、マスク着用を原則とする。音楽における歌唱の活動は、原則、マスクを着用する。

※マウスシールドやフェイスシールド等はマスクとみなされない。必要不可欠の場合は、できる限り短時間の使用とする。

歌唱している児童生徒同士の間隔や、指導者・伴奏者と児童生徒との間隔、発表者と聞いている児童生徒との間隔は、マスクを着用している場合であっても、前後方向及び左右方向ともにできるだけ2m（最低1m）空ける。立っている児童生徒の飛沫が座っている児童生徒の顔へ付着する飛沫感染のリスクを避けるため、立っている児童生徒と座っている児童生徒が混在しないようにする。

連続した活動時間はできる限り短くする。常時換気を原則とし、窓等を対角方向に開け、十分に換気を行う。「(2)室内の換気」の項を参照。歌唱時のマスクの着用により息苦しくなるなどの場合は、十分な距離(最低2m)をとってマスクを外して行うことも許容するが、地域の感染が拡大している場合には、マスク着用なしでの歌唱活動を一時的に制限することも考慮する。

ただし、屋外で、十分な距離(最低2m)を確保して、向かい合わずに活動する場合には、マスク着用なしで行うことを許容する。屋外に準じる程度に十分に換気の行き届いた空間(双方向の窓を全開にしている場合や、換気設備が整っている場合等)においても同様とする。

なお、管楽器(リコーダーや鍵盤ハーモニカ等)の演奏活動については、地域の感染が拡大している場合には、マスクを着用していてもリスクの高い活動として、慎重に行い、一時的に控えるなど適切に対応する。

以下の各教科についてもリスクの高い活動として、同様に対応する。

- ・各教科(共通)：「児童生徒が長時間、近距離で対面形式となるグループワーク等」及び「近距離で大きな声で話す活動」
- ・理科：「児童生徒が近距離で活動する実験や観察」
- ・図画工作、美術：「児童生徒同士が近距離で活動する共同制作等の表現や鑑賞の活動」
- ・家庭、技術・家庭：「児童生徒同士が近距離で活動する調理実習」

(5) 学校給食について

イ 児童生徒が対面する喫食形態を避け、会話を控えさせる。マスクは、喫食直前に外し、清潔なビニールや布等に置き食後はすぐに装着する。喫食中の会話は避ける。

(7) 部活動

都区内及び校内の感染状況等により、可能な限り感染症対策(手洗い・手指消毒、マスク着用、十分な距離を確保)を行った上で活動する。密集する運動や近距離で組み合って接触する場面が多い活動、向かい合って発声する活動は控え、なるべく個人での活動とする。

体育館など屋内で行う場合は、こまめな換気や手洗い、手指消毒、共用部分の消毒を徹底するとともに、長時間の利用を避け、十分な身体的距離を確保できる少人数による利用とする。特に、多数の生徒が集まり呼吸が激しくなるような運動や大声を出すような活動等は極力避ける。詳細は、文部科学省の衛生管理マニュアルVer. 5を参照。

なお、生徒の健康・安全の確保のため、準備体操等を丁寧に行うなど怪我防止には十分に留意し、教員や部活指導員等が活動状況を確認する。

5 教職員等の健康管理の徹底

(1) 毎朝自宅で検温し、～中略～、工夫をする。以下のとおり、教育活動を行う際の感染症予

防策を徹底する。

ア 「三密」の回避、正しい手洗い、咳エチケット（会話や会議の際も必ずマスク着用）

イ 毎朝の検温、健康観察（健康状態に不安がある場合は自宅で休養）

ウ 出勤時の健康チェック（健康チェック表に体温等を記録する）

体調不良時は、速やかに管理職（校長・副校長）へ連絡するとともに、かかりつけ医もしくは、住所地の保健所等に受診方法や検査について電話で相談をし、自宅で休養する。PCR検査を受けることになった場合は、速やかに管理職へ連絡する。管理職についても双方で連絡を取り合い、報告する。管理職は、令和2年11月30日付け2杉教第7322号「職員の新型コロナウイルス感染症の取組みについて」のとおり、職種により各担当課へ速やかに連絡する。管理職は、毎日、教職員の体調・健康状況の把握に努め、体調不良時には休養をとりやすい職場環境に配慮する。

エ 委託事業者に対しても健康管理を徹底する。

（2） 昼食や休憩時間における感染症予防策の徹底

ア 喫食の際、マスクは喫食直前に外し、喫食後は速やかにマスクを着用する。

イ 大人数での喫食は避けるとともに、対面して喫食する形態を避け、会話は控える。

ウ 大人数、大声、至近距離での会話は控える。

（3） 勤務時間外（冬季休業中含む）における感染症予防策の徹底

1.（5）に準じる。

II 臨時休業になる場合

1 学校において感染者等が発生した場合の対応

学校において感染者等が発生した場合には、学校内で感染を広げないための対策を講じながら、教育活動を継続し、子どもの健やかな学びを保障していくために、教育委員会、保健所や学校医等と連携して速やかに対応し、学校での集団発生を防止する。また、学務課と済美教育センターへ報告する。

(1) 児童生徒、教職員等及び学校関係者の感染が判明した場合

校長は、感染が判明した児童生徒の保護者や教職員及び学校関係者の本人等から、感染した旨の連絡を受けた場合、症状の有無や経過（症状が出始めた月日、症状の内容、受診の有無と月日、検査等の有無と月日、医療機関や保健所からの指示内容等）、学校内における活動の様態、接触者の多寡、感染経路の明否等について、保護者や本人等に確認を行い、以下の対応を迅速に行う。

また、校内での感染の疑いがある者について接触歴等の情報をまとめ、杉並保健所による調査「学校調査」に対し情報提供するとともに、感染者の行動範囲の消毒及び校内の濃厚接触者の特定について杉並保健所より指示を得る。

詳細は、令和2年9月10日付け2杉教第5073号「新型コロナウイルスの感染者等が発生した場合の対応について」を参照。

ア 児童生徒の感染が判明した場合

校長は、学校保健安全法～中略～「出席停止」の措置を取る。その期間は、杉並保健所の法的措置（~~就業制限~~ 入院勧告）の内容を踏まえ学校医の助言により決定する。併せて、学務課へ連絡する。

イ 教職員及び学校関係者の感染が判明した場合

校長は、当該職員に対して、事故欠勤または病気休暇等の取得、在宅勤務や職務専念義務の免除等により出勤させない扱いとする。学校関係者の場合、校内への立入禁止の措置をとる。その期間は居住地保健所の法的措置の内容（入院勧告や就業制限）の内容を踏まえ学校医の助言により決定する。併せて、各担当課へ連絡する。

以下、児童生徒と教職員等の対応は同様とする。

・学校は、保健所が行う濃厚接触者の範囲の特定等の「学校調査」に協力する。保健所による「学校調査」に備え、児童生徒の場合は、当該児童生徒の担任、学年主任、養護教諭等の協力を得て情報収集を行う。教職員等の場合は、当該職員に関わる教職員の協力を得て児童生徒との関わりや校内で行動様態などの情報収集を行う。「学校調査」の詳細は、別紙参照。

・「学校調査」の結果、全保護者へ「すぐメール」等で、感染者が発生したこと、教育活動の変更の有無、感染者に対する偏見や差別の防止について通知する。

ウ 臨時休業の措置について

令和2年9月10日付け区通知「新型コロナウイルス感染症等が発生した場合の学校の対応について」に基づき臨時休業を対応する。

(3) 教職員等がPCR検査を受けることになった場合、感染が判明した場合、濃厚接触者となった場合には、令和2年11月30日付け「職員の新型コロナウイルス感染防止の取組みについて（通知）」とおり学校の管理職は各所管へ報告する。

事前に、体調不良等でPCR検査を受けていることを本人等から聞き取った場合は、その時点で、以下のとおり速やかに各担当課へ連絡し、検査結果が「陽性」の場合の学校調査の備えについて相談する。

職員がPCR検査を受けることになった場合、速やかに以下の担当課へ連絡する。

区分	職種	担当課
1	教員、副校長校務支援員、補助教員、理科支援員、学校司書、嘱託教員、スクールサポートスタッフ、都事務、都栄養士、指導教授	教育人事企画課 連絡先：直通 03-5307-0669
2	区事務、学校事務担当、用務、調理、給食作業、学校栄養担当、警備、学校施設管理、	庶務課 連絡先：直通 03-5307-0754
3	通常学級支援員、特別支援学級介助員、特別支援学校介助員、専門職（言語聴覚士・理学療法士・作業療法士・心理士）、学習支援教員、特別支援教室支援教員	特別支援教育課 連絡先：直通 03-5929-9481
4	部活動指導員	学校支援課 連絡先：直通 03-5307-0756
5	JTE（日本人英語指導助手）、ALT（外国人英語指導助手）、日本語指導員、SC	済美教育センター 連絡先：SC 03-3311-1921 SC以外 03-3311-0021

(4) 冬季休業中の学校閉庁日（12月29日～1月3日）に感染者が発生した場合の連絡体制について

児童生徒の場合は、杉並保健所から学務課長を経由し、当該児童生徒の学校の管理職へ緊急連絡網により連絡する。

教職員等の場合は、学校の管理職から各担当課の管理職へ、速やかに連絡する。連絡先は、各管理職間で共有する。

【問い合わせ】

換気設備	学校整備課施設整備係	野田	電話 03-5307-0575（直通）
学校保健	学務課保健給食係	古谷・齋藤	電話 03-5307-0762（直通）
教育指導	済美教育センター	宮脇・吉田	電話 03-3311-0021
教職員	教育人事企画課	井出・土方	電話 03-5307-0669（直通）
教職員等	庶務課	芳賀・後藤	電話03-5307-0754（直通）
教職員等	特別支援教育課	小塩・川柳	電話 03-5929-9481（直通）
部活動	学校支援課	山里	電話 03-5307-0764（直通）
<平日>	杉並区受診・相談センター		電話 03-3391-1299
<休日夜間>	東京都新型コロナ受診相談窓口		電話 03-5320-4592

（平日17：00～翌日9：00／休日は24時間）